

お待たせいたしました

お問い合わせ
津幡町役場町民生活部町民課 TEL：076-288-2124
〒929-0393 石川県河北郡津幡町字加賀爪二 3 番地
(シグナス通り沿い)

お受け取りになりました書類は内容をよくお確かめください。

窓口のご案内 業務時間 8:30 ～ 17:15		◎：必ず必要 ○：該当する方は必要					
届出項目	届出期間	本人確認書類 (運転免許証等)	健康保険証	後期高齢保険証	介護保険証	母子手帳	マイナンバーカード
出生届	生まれた日から14日以内		○			◎	
死亡届	7日以内		○	○	○		
婚姻届	届出日が婚姻の日です	◎	○				○
転入届	新住所になって14日以内	◎	※ 転出証明書			○	◎
転居届	新住所になって14日以内	◎	○	○	○		◎
転出届	あらかじめ(転出日までに)	◎	○	○	○		
印鑑登録	登録・・・登録する印鑑、運転免許証等本人確認書類(代理人の場合は4～5日かかります)						
	証明書・・・印鑑登録証(カード)、運転免許証等本人確認書類						

※転出証明書の代わりに、マイナンバーカードを利用して転入届ができます。(事前に前住所地での転出届が必要です)

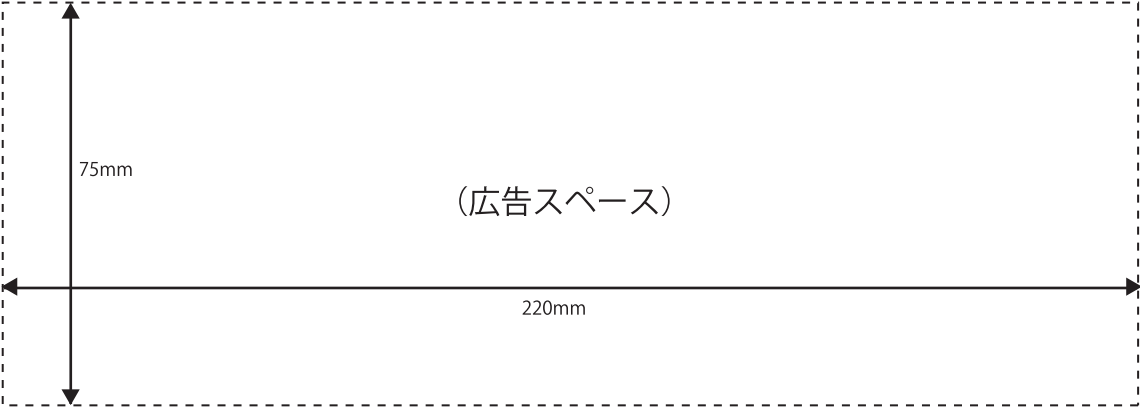
◆コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、住民票等の各種証明書を全国のコンビニで取得できます。

取得できる証明書	● 住民票の写し・・・本人及び本人と同一世帯の方 ● 印鑑登録証明書・・・印鑑登録をしている本人のみ ● 戸籍事項証明書(謄抄本) ● 戸籍の附票の写し 本人及び本人と同一戸籍の方	 詳しくはこちら
利用できる方	津幡町に住民登録している15歳以上の方で、マイナンバーカードをお持ちの方	
利用できる時間	6:30～23:00(年末年始及びメンテナンス時は除く)	
利用できる店舗	セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート ほか	

戸籍、住民異動の届出や各種証明書の申請の際に本人確認を行っております。
免許証等の本人確認書類をお持ちになって窓口へお越しください。

廣 告



広告掲載に関するお問い合わせ

津幡町役場総務部企画課 TEL：076-288-2158 FAX：076-288-6358

この封筒は、広告主の協賛により作成されたものです。

お待たせいたしました

お問い合わせ

津幡町役場町民生活部税務課 TEL：076-288-2123

〒929-0393 石川県河北郡津幡町字加賀爪二 3 番地

(シグナス通り沿い)

お受け取りになりました書類は内容をよくお確かめください。

町税の納期

◆ 納期限内の納付にご協力ください。 ◆ 納付には確実・便利な **口座振替** をご利用ください。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
町県民税			1 期		2 期		3 期			4 期		
固定資産税		1 期		2 期					3 期		4 期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期	11 期	12 期

※納期限は、各納期月の末日(12月のみ25日)です。土・日・祝日の場合は、翌開庁日となります。

軽自動車の名義は適正ですか？

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在で登録されている所有者(名義人)に課税されます。
以下のような場合は、下表の届出機関で手続きをしてください。

1. 廃棄、盗難、譲渡などで車両が手元がない。
2. 車両が壊れて使えない。
3. 町外に転出した。

※業者などの第三者に廃車や名義変更を依頼した場合は、
手続きが完了しているか確認してください。

車 種	届 出 機 関
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 農耕用特殊自動車	津幡町役場町民生活部税務課 津幡町字加賀爪二 3 番地 TEL：076-288-2123
軽二輪車(126cc～250cc以下) 二輪小型自動車(251cc以上)	石川運輸支局 金沢市直江東 1 丁目 1 番 TEL：050-5540-2045
軽自動車(四輪・三輪)	軽自動車検査協会石川事務所 金沢市直江東 2 丁目 123 番地 1 TEL：050-3816-1853

※手続きに必要なものは、各届出機関にお問い合わせください。

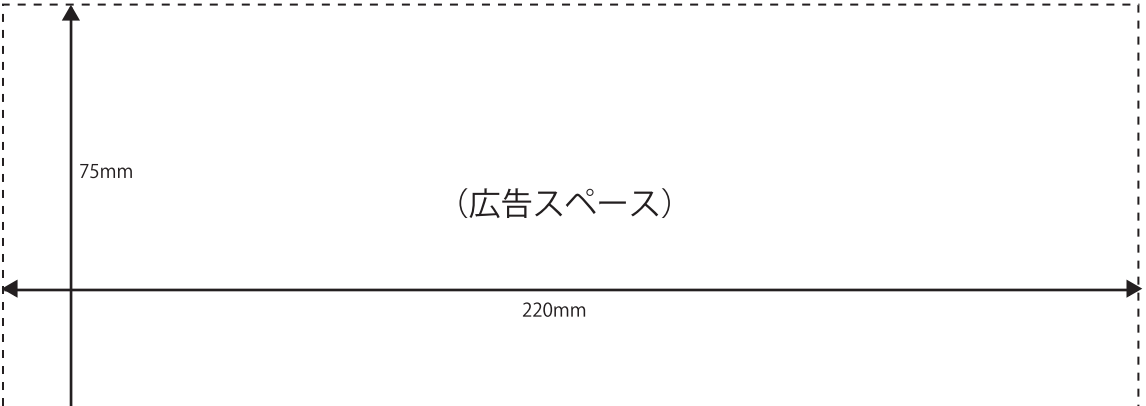
その建物、まだありますか？

固定資産税は1月1日現在の固定資産状況により課税されます。
建物の取り壊しや、未登記の建物を売却した場合は早急にご連絡
ください。職員が現況を確認したうえで、固定資産税の見直しを
行います。なお、ご連絡がない場合は、従来どおり課税されるこ
とがありますので、ご注意ください。

※ 登記済の建物の滅失や所有権移転などは、管轄の法務局への
申請が必要です。

管轄区域	管轄法務局
津幡町、金沢市 かほく市、白山市 野々市市、川北町 内灘町	金沢地方法務局 金沢市新神田 4 丁目 3 番 10 号 新神田合同庁舎 TEL：076-292-7810

広 告



広告掲載に関するお問い合わせ

津幡町役場総務部企画課 TEL：076-288-2158 FAX：076-288-6358

この封筒は、広告主の協賛により作成されたものです。